

# かすみがうら市高齢者補聴器等購入費補助金事業

加齢による聴力の低下のため日常生活に支障のある高齢者に対し、補聴器等の購入にかかる費用の一部を補助し、高齢者の社会参加及び地域交流、認知症予防を支援していきます。

## 対象者

以下の①～⑤のすべてを満たしている方

- ① 補聴器又は集音器を購入日及び申請日時点で65歳以上の方
- ② 市内に住所を有し、かつ、その住所地に現に居住していること
- ③ 聴力低下のため、日常的な補聴器等の使用が必要と医師に認められていること
- ④ 身体障害者手帳（聴覚障害）の交付を受けていないこと
- ⑤ これまでに当該補助金の交付を受けていないこと

## 対象となる補聴器等

- ① 管理医療機器として認定された補聴器
- ② 集音器

※ただし、身体に装用できるものに限ります。

※補助対象は本体のみ。（電池、充電器及びイヤーモールドを含む）

※その他の付属品、修理、メンテナンスは対象外です。

※補助は、補聴器・集音器あわせて1人1回限りです。

※当該年度の予算額に達した場合は、受付を終了する場合があります。

購入前に一度  
相談してください。



## 助成額

限度額1万円（購入費用の1／2、千円未満切捨て）

## 申請時必要書類

- ① かすみがうら市高齢者補聴器等購入費補助金交付申請書兼請求書  
※申請書に医師の意見書欄がありますので購入前に医師に相談してください。
- ② 購入した補聴器等の領収書の写し等  
(購入日・購入者氏名・購入店名が記載されているもの)
- ③ 金融機関、口座番号、口座名義人が分かる通帳の写し

## 注意事項

○必ず医師の意見書を購入前に記入してもらってください。

○65歳になる前に意見書・購入等をした場合は対象外になります。

○聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている方は、社会福祉課の助成制度をご利用ください。



### 問合せ先

かすみがうら市介護長寿課

住所：かすみがうら市下稻吉 2633-19

電話：0299-59-2111

029-897-1111